

子育て短期支援事業に係る経費（日額）

（単位：円）

事業	利用区分	負担区分		
		生活保護世帯 （町民税非課税ひとり親世帯）	町民税非課税世帯 （町民税課税ひとり親世帯）	町民税課税世帯
		負担金	負担金	負担金
短期入所生活援助（ショートステイ）事業	2歳未満児	0	1,100	4,320
	2歳以上児	0	1,000	2,370
	緊急一時保護の 母親	0	300	600
	付き添い	0	0	0
夜間養護等（トワイライトステイ）事業	夜間養護事業 （ア）基本分	0	300	750
	夜間養護事業 （イ）宿泊分	0	300	750
	休日預かり事業	0	350	1,350
	付き添い	0	0	0

備考

- 1 生活保護世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で町民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- 2 町村民税非課税世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で町民税課税世帯を含む。